

平成30年度第1回御船町議会定例会（4月会議） 議事日程

平成30年4月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

3番 岩永 宏介 君

9番 塚本 勝紀 君

第2 会期の決定

第3 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第4 議案第 1号 財産の取得について

第5 議案第 2号 工事請負変更契約の締結について

第6 同意第 1号 御船町農業委員会の委員の任命について

第7 陳情第12号 吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情について（継続審査）

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 清水 蕙 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯視 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 9番 塚本 勝紀 君

10番 田中 隆敏 君 11番 沖 徹信 君

12番 井本 昭光 君 13番 岩田 重成 君

14番 田端 幸治 君

3 欠席議員（1人）

8番 池田 浩二 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	本 田 安 洋 君
教 育 長	本 田 恵 典 君	総 務 課 長	吉 本 敏 治 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町民保険課保険係長	安 田 哲 也 君	こども未来課長	田 中 智 徳 君
福 祉 課 長	西 橋 静 香 君	健康づくり支援課長	本 田 太 志 君
農 業 振 興 課 長	藤 野 浩 之 君	商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	野 口 壮 一 君	学 校 教 育 課 長	坂 本 朋 子 君
社 会 教 育 課 長	宮 川 一 幸 君	環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

ただ今から、平成30年度第1回御船町議会定例会4月会議を開会します。

8番、池田浩二議員より会議欠席の申し出があります。また、宮崎町民保険課長が欠席のため、安田町民保険課保険係長が説明員として出席しておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、岩永宏介議員、9番、塚本勝紀議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（田端幸治君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題とします。

御船町議会は、通年議会のため本日から平成31年3月31日までの354日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から平成31年3月31日までの354日間に決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第3、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会、閉会中における諸般の報告を行います。

議会運営委員会を4月3日に開催し、各種案件、定例会4月会議の進行等について協議を行いました。第1回御船町議会定例会4月会議の議事日程は、4月12日の1日間と決定をいたしました。議会全員協議会を4月6日に開催、それぞれの議案について協議を行いました。その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりであります。

次に、地方自治法第235条2第3項の規定による例月現金出納検査、2月分の結果報告は配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） あさって4月14日で、熊本地震から丸2年となります。時間の経過とともに当時の記憶が薄れがちではありますが、犠牲となった方々、御遺族のお気持ちを考えますと察するに余りあるものがございます。改めて御冥福をお祈りし、哀悼の意を表したいと思います。

それでは、行政報告を行います。

3月30日、平成29年度退職者9名に対し、退職辞令の交付を行いました。また、4月2日には、平成30年度のスタートに伴い、新規採用職員等に対する辞令交付及び対象職員への異動辞令の交付を行っています。なお、4月1日付で機構改革を行っており、総務課電算係を廃止し、総務課管理係に統合しました。企画財政課に企業誘致係、建設課に住宅係を新設し、所要の人員配置を行っています。

次に、平成30年度御船町消防団通常点検について報告します。4月1日御船中学校グ

ラウンドにおいて、団長以下279名の団員の参加のもと開催されました。通常点検や小型ポンプ操法競技において、日頃の訓練の成果が披露され、町内の4つの幼年消防クラブも出場し花を添えていただきました。今後も消防団の活躍に期待するとともに、消防団の機能強化に努めていきたいと思っております。

次に、企画財政課について報告いたします。

昨年度モデル地区として指定しました水越地区の嘱託員再編について、協議を進めた結果、田畑、町、粒麦区は水越中央区として再編し、4月8日に設立総会が行われました。五ヶ瀬、馬立、有水、大内区については、本年度からの再編には至らず、今後も継続して協議を行っていくこととなりました。本年度は、御船校区及び田代東部校区について、再編協議は進めていく予定にしています。

次に、木造仮設住宅利活用について報告します。木造仮設団地7団地の利活用については、諮問機関である御船町木造仮設住宅利活用検討委員会において、多角的な視点から審議していただきました。これまで計4回の検討委員会を開催し、3月30日に検討委員会から町に対して諮問されました。今後、この答申を参考に建設用地所有者と協議等を行い、方向性を決定していきたいと思います。

次に、こども未来課について報告します。

3月24日、高木保育園をはじめとする公立保育園3園の卒園式を行いました。高木保育園につきましては、40年の歴史に幕を閉じ、平成30年度から民営化となるため、3月28日約200名の来賓の方々や地元住民の皆様を迎え、旧高木保育園で閉園式を行いました。式の中では、6年前の卒園児が園庭に埋めていたタイムカプセルを掘り起こし、それぞれに思い出の品々を感慨深く眺めていました。また、平成30年度認可保育園につきましては、定員765名に対し706名でスタートし、町立保育園では4月7日に入園式を行いました。

次に、福祉課について報告します。

本町独自の地域包括ケアシステムとして、地域住民が主体となり地域づくりによる介護予防事業の推進をしております。昨年度は、この事業に290名の高齢者が参加し、その活動を支える介護予防生活支援サポーターに355名が登録されています。今年度も4月9日を皮切りに元気クラブがスタートし、地域共生社会の仕組みづくりが進んでいくものと期待しているところです。

次に、健康づくり支援課について報告します。

3月27日保健センターにおいて、復興支援のメンタル面の支援者スキルアップ講習会を開催し、15名の参加がありました。また、平成30年度御船町健康診断の申込希望調査を実施し、約2,500名の希望がありました。今年度も町民の健診受診率を高め、病気の早期発見、疾病予防等に努めていきたいと思ひます。

次に、農業振興課について報告します。

平成28年災の農地等災害復旧事業の進捗につきまして、3月26日現在で499件の工事発注を行い、304件の契約となりました。今後、すべての工事の契約締結に向けて4月以降も順次再入札を実施していきまひす。また、被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、平成29年度内に完了できなかった案件については、繰越事業として各経営体の進捗状況を把握しながら、早期の復旧を目指していきまひす。

次に、商工観光課について報告します。

4月29日に吉無田高原緑の村キャンプ場ドームハウス「星の森のヴィラ」のオープンセレモニーを開催する予定です。関係者及び報道関係者等を招待し、内覧会等を行いPRに努めまひす。また、ホームページ等での周知と予約受付の準備を進め、スムーズな運営に向けて体制の構築を図っていきまひす。

次に、御船町特産品いさぎについて、3月15日に2回目の認定審査会を行いました。新たに5業者12品目が認定され、現在18業者27品目が認定されています。認定商品をホームページ、広報等により周知し、いさぎの知名度アップと販路拡大に向けて取り組んでいきまひす。

次に、環境保全課について報告します。

熊本地震により倒壊した家屋等につきまして、先行解体と工事解体合わせて1,719棟の申請がありました。3月末までにすべての解体が完了しています。また、熊本地震により被災した公共下水道施設につきましても、災害復旧工事が3月末にすべて完了しました。

次に、学校教育課について報告します。

熊本地震で被災した小坂小学校教室等の改修工事が3月末に竣工し、子どもたちは新しい校舎で新年度を迎えることができました。また、小学校967名、中学校366名、合計1,333名の子どもたちが、平成30年度の学校生活をスタートしました。充実した1年を過ごせることができるよう支援していきまひす。

次に、社会教育課について報告します。

熊本地震の復旧工事が行われました八勢目鑑橋と水越社会教育センターの復旧工事が3月末で完了しました。毎年4月4日に林田能寛顕彰会が主催で開催される能寛祭において、復旧した八勢目鑑橋を披露することができました。復旧工事で伐採しました桜の跡に、式典に出席された方々による桜の苗木の記念植樹を行いました。カルチャーセンターホールの復旧工事につきましては、4月中に完了の見込みです。その後、機械の調整を行い7月1日から運用開始予定とし、予約受付は5月1日から開始いたします。

平成30年度御船町恐竜博物館特別展「ティラノサウルス～進化の謎に迫る～」の第1回実行委員会を開催しました。今後は実行委員会事務局が調整を図りながら、事業を進めていくことが確認されました。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第1号 財産の取得について

○議長（田端幸治君） 日程第4、議案第1号、「財産の取得について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第1号、財産の取得について。御船町古閑迫地区災害公営住宅買い取りについて、次のとおり財産取得契約を締結する。

提案理由。不動産の買い入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、説明を少し加えたいと思います。議案書の2ページとなります。議案第1号、財産の取得についてであります。

まず、財産の名称です。御船町古閑迫地区災害公営住宅であります。買い取りの理由につきましては、熊本地震により被災し、自力でも住宅の確保が困難な被災者のため、完成した災害公営住宅を買い取るものであります。財産の所在地につきましては、御船町大字上野地内となります。契約金額につきましては3億4,659万6,840円であります。契約の相手方につきましては、福岡市所在の独立行政法人都市再生機構九州支社となります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

11番、沖議員。

○11番（沖 徹信君） それでは、幾つか質問します。坪単価は幾らになりますか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の議案の説明資料をお願いします。A 3 の大きいやつ の 4 ページをお願いします。

今回の契約金額 3 億 4,659 万 6,840 円の内訳がここに書いてあります。あくまでも今の段階では概算の額ということで、御了承いただきたいと思います。この中で、上のほうの直接建設費の中の建設工事費 2 億 5,200 万円が計上されております。今回、古閑迫地区の災害公営住宅ですね、総坪面積が 177 坪になります。坪単価に直しますとおおよそ 142 万 3,000 円くらいになるという予定です。あくまでも概算ということで今提示をされているところです。

○11番（沖 徹信君） 142 万円。家の平米数からすれば 200 万円近くになると思いますけれども間違いですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回 10 棟の平米数を差し込みまして、3.3 平方メートルで割った値が 177 坪という計算になっております。

○11番（沖 徹信君） それでは課長、課長はこの坪 142 万円の家を、もしも、買われますか、坪 142 万円といった場合に。

○建設課長（野口壮一君） 坪単価 142 万円というこの単価ですね、個人的にも高いという認識はしておりますが、今現在やはりこう人件費とか資材費の高騰あたりが今あっている中で、この都市再生機構としましても余裕を持った今のところの概算費用ということで計上をされているということで聞いております。

○11番（沖 徹信君） 概算、概算と言われますけれども、これが基本になるわけでしょう。違いますか。基本でしょう。ということは 140 万円前後で売買するということでしょう。違いますか。

○建設課長（野口壮一君） 都市再生機構は、この議決をいただいて、また機構のほうで今回の災害公営住宅に対する事業者の募集を行います。実際、機構と実際請負った業者の契約額というのはまた違ってきます。今回この財産の取得についての議案を出していますけれども、おのずとこれは変更の議案も必ず出てくるような形になります。その辺で変更では、この額がその実績額に伴って議案のほうが今後提出されていくという形になります。

○11番（沖 徹信君） あのですね、建設会社は関係ないでしょう。違いますか。建設会社は、この都市再生ですかね、そこと契約するわけでしょう。御船町は都市再生と契約するわけ

でしょう。どこが建てるというのは関係ないんじゃないんですか。もう一番から坪140万円ぐらいで仮の契約はしてあるじゃないですか、もう。今、課長も140万円は高いて。ならばですよ、自分たちでも課内でも何でもするときに、このくらいの坪単価だったらまあまあでしょうねというぐらいの交渉はしなかったんですか。

○建設課長（野口壮一君） UR機構と町との契約になりますが、その前に町と都市再生機構との基本協定を締結しているところです。本来だったら、この機構に任せないなら町が発注をする手続きをとっていくわけですけど、詳細な設計、それから発注業務、それから施工管理、それから各種検査等一括してこの都市再生機構に、そういう一連の業務を御船町とUR機構と契約をするということになります。それから先は、都市再生機構が責任を持って完工までに進めていくということになります。最終的にできあがったものを御船町が最終的に買い上げるというふうになります。

○11番（沖 徹信君） だから、さっきから言うじゃないですか。URから買い取るわけでしょう。URがどこと契約しようとか幾らでしょうとか関係ないわけですよ。御船町としては140万円なんてそんな金は出せませんって言うなら、URが建設会社への単価を抑えるはずでしょう。これでいいというからこれでしていくわけですから。自分たちでも高いと思うときならば、安くするというそういう気持ちはないんですか。ただ税金でするけん、はい、かかったしこ幾らですて。財源はどこから持ってきますか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の財源については、国が4分の3です。残りの4分の1は起債になります。充当率90%でそのうち20%が交付税でみなしていきます。あくまでもこれは御船町と都市再生機構との契約ですので、やはり今議員がおっしゃるように中身をちゃんと精査しないと、これは会計検査でもかなりやられるところです。いわゆる独立行政法人ですから、その辺を法人のほうに町として委ねていくということになります。

○11番（沖 徹信君） それでは、4分の1起債の分は幾らになりますか。

○建設課長（野口壮一君） 4分の1で8,664万9,000円ほどになります。

○11番（沖 徹信君） それだけの4分の1、そこら辺の金を出すわけですからね、もちっと公共事業をやってくださいというときは、金がない金がない。金がないと言えば何でも通るぐらい思て、金がないと言う。そがんとは、幾らていえば幾らていうごたる感じでしょ。そういうような財布勘定で御船町は立っていくと思われませんか。

○建設課長（野口壮一君） 繰り返しの答弁になると思いますが、やはりこの独立行政法人

というこのいわゆる国からも認められた法人でもあります。会計検査まで責任を持ってやってくれる機関であります。東日本大震災においてもそれから今回の熊本地震においても、都市再生機構と工事主体と契約をして災害公営住宅に当たっていくというような実績もある中で、今回の議案の提案ということになっています。

○11番（沖 徹信君） 金に対しての厳しさが無い。どれだけかかってもいいですよというごたる感じでしょうが。それに、大体家賃は幾らに設定されてますか。

○建設課長（野口壮一君） 家賃については、3月の広報等でも1回周知をしている中で、住まわれる世帯の方々の月収によって決められていきます。今回2DKそれから2LDKの2種類になりますが、2DKで約1万9,000円、2LDKで2万3,000円ほどで、あくまでもこれは案ですけど決定じゃありません。この額を設定額にしているところであります。

○11番（沖 徹信君） それでは、安いほうで1万9,000円。何年経ったら回収できますか。

○建設課長（野口壮一君） ちょっと計算をして、後でお答えをしたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 家賃も、何年すつと取り返すて、そういう計算もできずに議会に出すわけですか。議会軽視してるんじゃないですか。

○副町長（本田安洋君） 今、議会軽視ということが出ましたけども、災害公営住宅の趣旨というものは、今住宅に困っておられる仮設住宅に入っておられる人、この人たちがどうして新しい家に住むことができるか、そういう形の中で買い替えになるとですね。だからどうしてもこれは造らなければならない問題でございます。そして、この都市再生機構とこれは概算と書いてございますけれども、一応このような形の中で、一応出しておりますけれども、入札によってまた金額が変わってきます。必ずこれより安くなると思います。だから、幾ら安くなるかこれはわかりませんけども、都市再生機構が幾つかの業者を決めてそして入札をして、この金額より安くなったら安くまた契約をすると、そういう形になりますので。これはあくまでも基準を出してあるわけでございますので、どうかその点は御理解いただきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 基準は基準ですよ。しかし、今の入札ですよ。98%、99%でしょう。大体その金額のほとんど下ぐらいでしょう。140何万円だったですか、142万円。100万円を切るということはまずないでしょうね。そういうような中でやっているわけですから、もうちょっと一番最初のたたき台になる金額はどういうような何という、なら坪140万円は、どういう計算のもとに坪142万円が出ましたか。

○副町長（本田安洋君） 一丁目の住宅を考えていただきたいと思います。これも都市再生機構に頼んだわけです。しかし、その基準の中で入札をやっても不調に終わった。どこもその手を挙げるところはなかったというのが第1回目のURの今の現状でございます。今度2回目は果たしてこれで入札をしてくれるかしてくれないか、これはやってみないとわかりません。1回目はそれだけのところをやってみても、どこもとるところがなかったというのが現況でございます。

○11番（沖 徹信君） 一丁目の場合には、鉄筋コンクリートですよ。今度は木造ですよ。それで坪単価が、あその場合は坪単価は幾らになりますか。

○副町長（本田安洋君） それは、ちょっと調べてからまた御連絡したいと思います。

○11番（沖 徹信君） あのですね、ならば町長、坪140万円の、まあ下がったとして130万円ですよ、2DK幾つですから。それを買う気ありますか。

○町長（藤木正幸君） 言われることはよく感じるところであります。しかしながら、今回この予算に関しては、URが国の規定によって予算化しております。その中において私たちもこれに投影して今回出しているわけでありまして。今後UR側と災害公営とか1日も早く被災者のために使えるように努力するのが私たちの常というふうに思っています。

○11番（沖 徹信君） あの国の規格と言われましたけれども、国から幾らというのが何かあるわけですか。

○町長（藤木正幸君） すべてに関して単価基準があります。単価基準にのってUR側、国の1つの出先機関でありますので、すべてそこにのって計算してあると思います。

○11番（沖 徹信君） そんなに高く国の基準というのはなっているわけですか。そら、お互い入札しても不調に終わる不調に終わるて言うて、そういうな形に引き上げるとやなかつですか。そら一刻も早く造らなんというのはわかっですよ。なら造ってから何年で家賃で回収するつもりですか。御船町というのは、今でも町営住宅は多すぎるごたつですよ。それをまたプラス今度100戸できるわけでしょう。解体は何戸しますか。今まで以上に町営住宅は増えるということは間違いないわけでしょう。そこら辺どうですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の熊本地震で、老朽化している町営住宅で、家屋調査で半壊の判定をいただいている33件が対象になっているわけなんです、今平成29年度内においても職員が各対象世帯を回り、住み替えのお話をさせていただいてる経緯があります。その辺を継続して住み替えを率先して空いたところから解体をしていくという部分で進める

予定にはしております。

○11番（沖 徹信君） 解体した更地になった土地はどうされますか。

○建設課長（野口壮一君） まだ今のところ決まってはいません。しかし町全体として今後どう活用するかというのは、調査全体の中で考えていくべきだということで思っております。

○11番（沖 徹信君） それでは、町営住宅は何戸必要だと思っておりますか。

○副町長（本田安洋君） 町営住宅は何戸必要かということではなくて、今回の場合は公営災害住宅それと木造仮設住宅、これをどうするかということを今検討しておりますけれども、今その仮設住宅に入っておられる人たちが、大体180戸必要ということは、これは皆さん方も御存じだと思います。だから、木造仮設住宅を75戸か80戸残して、あと災害公営住宅を100戸造ろうと。そして180戸を確保しようということが基本でございます。あとの今古い町営住宅は、今後何年かけてそこらあたりは、やっぱり古いのは整備してそしてそれは跡地をどうするか、あるいはまた新しく造るか、そこは今後の問題だろうと思います。どうかそこらあたりは皆さん方御理解いただきたい。今回の場合はあくまでも災害に困っている人たちをどのような形で入れるか、その見解をどういう形であるかということが基本でございます。だから180戸はどうしても必要ですよ。そのためには災害公営住宅を100戸造って、そして木造仮設住宅を75戸から80戸残そうというのが今回の見解でございます。あとの町営住宅は、今後どうするかということは皆さん方とともに検討していく問題だろうと思いますので、どうかそこら辺は御理解いただきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） それでは、仮設住宅の木造、どことどこを何戸残すということも、木造仮設委員会の中ではっきりと決まってその方向性で動いているわけですか。

○副町長（本田安洋君） それは、この前の災害特別委員会の中でも発表したとおり、答申として、さっきここでの町長の報告に載っ取りましたように、第4回の会議を開いてそしてこことこことここここは残しますよと、あとのところはもう要りませんというのはおかしいですけれども、それは解体しますよという報告までみんなにしたじゃないですか。だから、それをおわかりだろうと思います。

○11番（沖 徹信君） それはある程度知ってます。次の質問のために聞いたわけですが、そういう形の中で、今度古閑迫そこを町営災害復興住宅として建てて坪140万円、それ以上かけてする。それで家賃で補助金等々があるけん、それだけはいかからないかもしれません。1万9,000円くらいで造っていたら100年ぐらい収入見ればかかるわけですよ。

家賃でそこを補うというふうになれば。そういうような形の中で分譲する気はないわけですか。

○建設課長（野口壮一君） 前回の議会の中でも、議員が区画を分筆して将来的に売ったらどうかという質問があつたことについても、職員のほうで県のほうに確認をしました。やはりこの災害公営住宅として整備する国県からの補助金の趣旨からすれば、分譲というのは考えてほしくないということで、そのような指導はいただいております。

○11番（沖 徹信君） それもう分譲は全然考えてなくて、町営住宅としてずっとやっていくということですね。そうなれば、ますます町の負担は増えるばかりでしょう。そこら辺はどう考えてらっしゃいますか。建てればいいというもんじゃないですよ。復興住宅として必要は必要、しかしどれだけ安くするかという検討は全然なされてないでしょうが。向こうが幾らといえ、はい、そうですか、はい、わかりましたでしょう。それを議会にかけて、これにも書いてある議会議員が承認したならばというふうな形ですけれども。そこら辺の考えはどうなんですか。

○建設課長（野口壮一君） あくまでも副町長も言われましたように、今回はこの町と都市再生機構とのこの概算金額を持った枠を確保するという事で御理解をいただきながら、何回も言いますが、今から都市再生機構が発注をやっていかれます。発注の単価も先ほどから言われますように、国の単価一般の物価単価当たりを利用したところで設計を組んで発注をされますので、おのずと今回の財産の取得額にも変更が必ず出てきます。その辺の減額をもって、その辺で適正な価格で最終的には財産を買い入れるという形になると思います。

○11番（沖 徹信君） 入札だから下がる下がるといってますけど、なら、幾ら下がる予定ですか。幾らぐらい下がるということを見込んでおられますか。下がる下がるて。

○建設課長（野口壮一君） 今の段階では減額率というのはまだちょっと想定ができません。

○議長（田端幸治君） ほかに。4番、中城議員。

○4番（中城峯英君） 確認ですけれども、142万円という単価が出てきましたけれども、177坪、建設面積が。それは工事金額はどれを177で割った金額ですか。その概算額内訳が出てますけれども。

○建設課長（野口壮一君） 議会の資料の4ページの概算額内訳の中の3段目に建設工事費2億5,200万円、これをさっきの177坪で坪単価に直した額になります。

○4番（中城峯英君） それでいいんですか。3億4,600万円一番下の金額を割ったら、私が計算したら200万円になるんですよ。とんでもない話だと思っておりました。沖議員が言われましたけれども。これだけでよろしいんですかね。

○建設課長（野口壮一君） 経費まで加えれば、今議員がおっしゃった額になると思いますけれど、私が言ったのはあくまでも建設費ですね、いわゆる家を建てる分、実費額に対する坪単価ということで御理解をいただきたいと思います。

○4番（中城峯英君） 先ほど副町長が、基準額いわゆるこれでURと基本契約を締結しますと。個別の発注に対しては個別のこれから下がる可能性がありますということですよ。ただ、工事業者と契約をするときは、ほかの諸経費も当然入ってくるじゃないですか。当たり前のことですよ。だから、下がるとおっしゃるけど本当に下がるんですかということなんですよ。どう思われますか。

○副町長（本田安洋君） これは、建設工事費が2億5,200万円になってますね、この表を見ると。そのほかにその宅地造成費とかあるいは分筆の費用とか、あるいは土地を造成してその申請するためのいろんな諸経費とかいろんな形が私にはいると思います。だからそこを含めたところで3億4,500万円と。それに、皆さん方御承知だと思いますけれども、必ず業者が入ると今度は建設費の仮委託費というのが出てきますね。そういうのも全部含めたところの金額が入っているわけですね。だからそれは、URとしても一つ一つそのどこの業者に入札をする、工事は土木業者が入札をする、そういう一つ一つ分けた入札の仕方をしたいと思います。そして、総合的に幾らということを御船町に最終的には出してくると思います。

○4番（中城峯英君） 率直に言いましてね、142万円ですか、沖議員も言われたけど、自分ところも家を、私どもいっぱい自宅の復旧で100万円今かかるよって。一流メーカーのハウスはですよ、坪100万円するばいて。それよか安くしろという町民の皆さんがそういう思いで今復旧を進めておられるじゃないですか。町民感情からして基本契約とおっしゃるけど、それが何か私どものとらえ方は、いきなり安易に、公的な機関ですよ、それは。国交省の所管の独立行政法人ですよ、それはわかっております。だから無駄にぼったくるとかそやんこつはせんとは思いますが、ただそこを十分今後のことも検討されて提案をされたのかなという思いがありますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今の御質問にお答えいたしたいと思います。今回都市再生機構が御船

町と契約を結ぶというところには、県との調整も入りました。国との調整も入りました。熊本県が行う物件、農地調査もあります。その中において、宇城、御船、嘉島、熊本市が都市再生機構と契約を結ぶということは、その話し合いの中で決まったことであります。その中において、都市再生機構のほうからこういう形で金額の提示があつてきたということになります。それはやはりいろんな形で国の機関ですので、県、国、それと町と協議しながらここまで進めてきたというところでありますので、何もこう安い交渉をしているとかそういったことはありません。しかしながら、今現状の把握をしながらきたと。最初の段階ではもう少し安い金額が提示された時期もあります。しかしながら、どんどん上がってきて、今の段階での金額がこの金額だということを出させていただいております。

○4番（中城峯英君）　じゃあこれはあくまで基本契約であって、実際業者と契約をするときはまた変更か何かで上がってくるんですか、この議案として。

○町長（藤木正幸君）　はい、そのときはこちらのほうに議案で出させていただきます。

○4番（中城峯英君）　今の状況はよくわかります。業者はおらん、単価は上がりよる、それと2月末で154戸の災害公営住宅の申込者が仮申し込みがいっぱいありますね。はよ造らないかんという思いはわかりますが、あの文書がもう少しそういったところも含めて、他町村のことも検討されて出されたとは思いますが、もう少しやっぱり町民の理解が得られるようなやり方で、もう一度提案出し直されたらいかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君）　今御質問に、出し直されたらどうでしょうかということが挙がってまいりましたけれども、このことは今までいろんな機関と調整しながらここまで来ておりまして、御船町だけがこの金額できているわけではなくて、すべてにおいて同じ金額が指示された金額でここまできておりますので、被災住民のためにも私たちはこれでさせていただきますというふうに思います。

○4番（中城峯英君）　ですから、いろいろ検討された結果と思いますが、それが私どもに伝わってないんですよ。やっぱり私どもは町民の代表としてこれから町民の方に説明をせんといかんわけですから。だから私どもが単純に比較すると高いねっていうのを誰もが思っておりますが、それがどういう経緯でこういった金額になって、今後どう進めようとされてるのかということまで説明せんなら、私どもの責任は果たせませんのでよろしくお願いします。

○議長（田端幸治君）　ほかにありませんか。3番、岩永議員。

○3番（岩永宏介君） 全体的なことでやっぱり今趣旨としては、中城議員が言われたように私たちの任務というのは、仕事といいますのは、とにかくチェックをすることなんです。今みたいな形での説明、非常に抽象的です。例えば、国の規格に基づいて設計されている、ぽっと出るわけですね。とか、いろんな機関と協議としている、だから私は端的に言いますと、これはもうこういう議論になるということとはわかっていると思うんですよ。だからそのあたりをもうちょっとほかの他市町村とかそういう状況を、例えばですよ、盛り込んだ説明とか、非常にやっぱり執行部側にこれだけの説明では誰も納得しないんじゃないんですか。私たちも町民に説明はできませんよ。だから、必ずそういう坪単価というのはぱっと皆さん見るわけですので、私もそれは直感でそこしかわかりませんので割ったりしましたけれども。高いなというのは思います。ただ、その高いかどうかの判断をまた私たちはいろんな情報を入手して、やっぱり承認もせないかんわけですので。そのあたりでもう少し丁寧な説明が何かこうお願いしたいというふうに思いますね。いかがでしょうか。藤木町長お願いいたします。

○町長（藤木正幸君） この災害公営住宅に関しまして、UR側とこういった交渉をしてきたというのをいち早く被災者のために災害公営住宅を造らなければいけない。その中においていろんな多方面との協議をしなきゃいけない。今マンパワー的に町の工事は厳しいと、それを担っていただくということでURとの契約ということであります。その中において、御船だけではなくほかの地域、ましてや東北の震災もUR、いろんな震災関係を今まで手がけてきていただけてます。そこを私たちは信用してすべての業務を行っているわけでありまして。ということで、こういった金額が出てきたことに対して協議していた中で、やはりURと契約したとおりこのような形で納得していただいたということであります。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、例えば、この契約はURとその町との契約なんですが、じゃあその実際に町側、UR側と交渉したこれはやっぱり建設課ですよ、町としては。そのもっと絞っていきますと、どれくらいの規模でUR側とそういうセッションを何回この3億幾らになるまでの契約をいろいろ積み上げてきて契約になるわけですが、そういうところでの経過でももうちょっと詳しく、だから建設課のどなたがまず一番前面に出て、何人で対応してきたのか。それとそこには役場職員だけだったのか、そういう専門的な専門家からの知見等が入れられて、こういうのが決められてきたのかこなかったのかそのあたりをやっぱり聞きたいですね。だから、そのあたりともう1つは、安くなるという

ふうに言われますけれども、それは入札だからということでしょうが、それはさておいて、例えば、今後はURが全部進めていきますので、議会の承認なんかもちろん要らんとしますので、上がってくると状況おっしゃったけれども、上がってこないんじゃないんですか。

○建設課長（野口壮一君） 独立行政法人都市再生機構との協定というのは、ここの古閑迫地区と一丁目の災害公営住宅ですね。一丁目の2期目もありますけど、そのほかについては民間による建築による買取型の手続きで今後考えておりますので、都市再生機構との協定というのは古閑迫と一丁目のほうの災害公営住宅という件になります。

○3番（岩永宏介君） 今私が聞いたのと全然的が違ってるんですよ。じゃなくてですね、その今のもいろんな情報としてありがたいんですが、例えば、一丁目と古閑迫以外は全部民間業者が建てた分を町が買い取る、それはわかってるんですが、私はそのことは質問していません。というのは、これはこの件について古閑迫の分ですよ、URがこの額で基本額として建てていくわけでしょう。そしてだから、今後例えば先ほど町長が言われた件も、この後もいろんなことで議案として上がってくるか、そういうことをおっしゃったけれども、もうこの件で多分古閑迫の件についてはもう議会に上がるということはあるのか。あるならば、どういうことで私たちはそういう情報が議会の中で知ることができるのかなという質問をしたわけですね。

○建設課長（野口壮一君） 今回の財産の取得については、議案としては変更の取得額が変わった場合には、その議案が出てきます。途中経過というのは、災害特別委員会の支援特別委員会のほうでも、逐次説明をされていて議員のほうには説明をしていきたいと思っております。

○3番（岩永宏介君） その点では、この譲渡代金等というところに書いてありますので、ここをおっしゃったんですよ。あとは、入札なんかについてはもう全く違うんでしょう。もうその出てくる1つずつ請負業者が幾らでというのは出てこないんですよ。先ほどは藤木町長がおっしゃった上がってくるというのは、どのあたりをおっしゃったんでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 変更になった分です。

○3番（岩永宏介君） もう1つ、窓口は建設課。だから建設課の中でも課長なのか、課長以下何名とか中心となって協議されてきて、その役場職員。それと、例えば建設関係に知見

を持っている方々の意見とかそういうのを徴するような場面があったり、あるいは県等で県の指導とかそういうのが途中途中入ってきたとか、そのあたりと聞きたいわけですね。そういうのがありましたか、なかったでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の組織機構の中において、改革の中において、建設課の中に住宅係を新たに新設をしました。担当の窓口としては、振興統括すると実際のかかわりはこの住宅係のほうになります。あとの指導的なものというのは、今までのどこまでの協議を踏まえてきたかというのは、ちょっとまだ私のほうも詳しくは把握ができていないところなんです、今日に至るまでには、協議のほうは踏まえた上の段階での提案ということになっていると思います。

○3番（岩永宏介君） だから、そういうのを例えば時系列でまとめて、建設課長がまだ把握していないとか、これはもうありえないんですよ。だからそのあたりをもうちょっと議案として上がっているわけですので、事前にそのあたりをきちんとやっぱり建設課長のほうでまとめて配られるとかですね。そのあたりをされると、ある意味納得する部分も出てきたのかなあという気はしますね。

○議長（田端幸治君） ほかにありませんか。5番、福永議員。

○5番（福永 啓君） ちょっと幾つかわからないので、確認を一つ一つしていきたいと思います。まず、今回の仮契約なんです、その際に今とにかく坪単価が高いと、確かに高いというふうになっております。坪単価についてURと御船町とで坪単価を下げてくださいというような交渉はなさっていたんですか。そもそも御船町単独でそういう交渉ができる性格の契約なんでしょうか。ちょっとそこをお聞かせください。

○建設課長（野口壮一君） すみません、そこはちょっと調べさせます。

○5番（福永 啓君） 私はこれを見ておりますと、今の答弁の端々をお聞きしておりますと、結局価格というものは積算によって決まってくるわけなんですよね、この建物は幾らになるとか。そういうものというのは、今御船町とか嘉島町ですとか宇城ですとか熊本市ですとか、URが請負ってやってますよね。それについてじゃあこの町だけ安くしましょう、この町は高くしましょうとか、そういうことがそもそも交渉の余地があるのかどうかというところが非常に気になる場所なんです。おそろくないんじゃないかなと。これは、その県単位でURと交渉して、じゃあ熊本県はこれで行きましょうというふうな交渉はなされたのではないのかなというふうな今話を聞いていると思うんですよ。そういう感じで

はないんですか、ちょっとよくわからないんですが。

○建設課長（野口壮一君） おそらく自治体間による差を付けるようなものというのはちょっとありえないと思います。やはり、県が示している県単価、いわゆる市場の物価単価あたりが基本となっていると思っておりますので、その辺自治体によって変わるというのはいえなと思います。

○5番（福永 啓君） そうしますと、御船町おそらくこの契約を見ますと、もう後ろの金額ですよね、譲渡金の概算内容。ここに直接建設費というのがありますよね、この建設工事費2億5,000万円。この単価、これはですね、今のお話をお聞きしておりますと一つ一つ県内でこれにしましょうねという統一単価があつて、それを積算したらこの価格になりましたと、とりあえずですね、という計算ではないかなというふうに思うんですね。そして、この直接経費というのがございますでしょう900万円。これがURの儲けと言っちゃあ変ですけど、これURの手数料、儲けですね。ごめんなさい、あつ、事業調整費ですね。事業調整費これが7%。事業調整費というものが、URの儲けと言っちゃなんですけど利益になるということのように見えるんですね、これ見ると。そして結局URは、この団地を全部請負いましたと、そして実際にこれをこの建設工事費は2億5,000万円というふうにしておりますけど、URで実際に入札してこれより安くなった場合は、こことかこれはパーセンテージだから下がりますということで、下がった今、もしかしたらこの契約上ですら下がるだけではなくて、上がることも可能性としてはあるわけですよ、変更になって下がった場合はじゃなくて、変更になった場合はと書いてありますので、それに価格が今の予定金額を超えたり下がったりした場合は、この議会のほうに決議が出てくるということで、URに安く抑えたかといってURにメリットがあるわけでもなんでもない。というような契約ですね。今のなんか私の認識が違っていれば、違うところを御指摘ください。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃられましたように、事業調整費というのは下のほうにも注意書きで、直接建設費の7%を保証したらという形になっておりますので、今議員がおっしゃったような見解でよろしいと思います。

○5番（福永 啓君） そうすると、やっぱり私たちも今岩永議員ですとかおっしゃったとおり、町民に説明する責任があります。その際にどのようにこれを説明すればいいのかということなんですね。まず、この坪単価140万円、全部は町民の方々は、結局坪単価という

のは一般的にはこの建設事業調整費とかも含めて考えるんですよ。そうすると、やっぱり坪単価200万円ぐらいになっちゃうんですね。それが実際私たち一般社会の中で使っている坪単価なんです。建設費のみの坪単価ではないんですね。ひっくるめたところがわかりやすい。その価格については、これはわかんないけど、町とURが交渉して決めたものなんですか。それとも、県とURとその市町村がみんなでこうやって決めましょうと決めて決めたものなのか、そこが非常に重要なんですよ。今回、急がなければいけなかったということで、とりあえず一番最初の分だけはURに頼みましょうということで議会も私たちも了承したところなんですね。ですので、今あった二十数戸はURになると思います。その中で、この金額というのはなかなかやはり町民の方々に理解をしていただくことは難しい。じゃあこれは誰が決めたんだというところが、一番難しいところなんですね。これで、ちょっとそのあたりは、これはどこで調整されて、どこでこの金額は決まったんでしょうか。

○議長（田端幸治君） 福永議員、契約書のことですか。

○5番（福永 啓君） そうですね、この金額の契約ですね。

○議長（田端幸治君） 甲乙の契約。福永議員。

○5番（福永 啓君） 今、質問の内容はわかっていただけますか。この契約書の金額ですね、特にここに書いてある建設費ですね、これは、どこでどのような交渉の基に決定されたのか、ちょっと岩永議員と通じるところもあるんですが、それは、今話を幾つか聞いていると、町が直接URとやり取りして、うちはこやしこしてくださいと建設会社とゼネコンでやり取りするような形ではなくて、幾つもの市町村、熊本県が今回すべてURこれでやりましょうと決まったんじゃないですか。そのあたりをはっきりしてください。じゃないと、御船町だけなんか高い金額やりよとかですね、なんでそんなさっき言ったように値下げ交渉すらないんだと。そら当たり前そんな質問出てきますよ。

○議長（田端幸治君） 福永議員、執行部のほうで内容把握を再度やりたいということでございますので、少し時間をいただきたいというふうに思います。

じゃあ、ここで11時30分まで休憩をとりたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） それでは、審議を行います。

再度5番、福永議員。

○5番（福永 啓君） 一番今回お聞きしたいことというのは、まず、この建設費が適当なのかどうかということが一番重要だと思うんです。不当に高いかどうか。建設の建設費というのがどのように決まったのか。まず、おおよそ公共事業においては、単価を積み上げて建設費が決まるんです。その単価が例えば2倍になったりとかですね、根拠もなく2倍になったりとか、URだけ不当に高いとか、そういうところがあればこれはもう・・・とかのあれです。しかし私たちの一般常識からすれば、この140万円とか200万円というのは、それは相当高いと、これは相当高いというのは当たり前の話なんですね。まず、どのようにこれは積算されて建設費が決定されたのか。それと町がURに対して、そもそもこれがその建設費に対してどのように干渉することができたのか、そのあたりの御答弁をいただきたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） まず、建設費について、単価等について、あくまでもこれは国の基準の単価を用いていて積算をしてあると。どこの町との差額があるわけじゃないということであります。それから、町とURの関係ですけど、ここまでの額を出すまでもなく、国、県、それからUR、それから町との内容協議というのが、これまで30回ほど重ねてきているという中での今回の額の提示ということになっております。

○5番（福永 啓君） そこがわかりにくいところだったんですよ。例えば橋とかどうですか、そういうものっていうのは建設費というのは、私たちには日常的にはわかりません。でも、家というのはわかってしまうみたいなんです。自分たちが建てているものですから。そうすると、このような高額なものというのが積み上げて、何でこうなるのかというところが非常に疑問に感じる事なんですよね。なんで、今の話をそのまま受ければ、結局この単価というのは、ほかの住宅、ほかの道路、ほかの建設地と全く同じ方式で計算したらこうなりましたというふうに聞こえるんですけど。そうなんですか。

○建設課長（野口壮一君） 1つだけこう言えるのは、震災の影響で諸経費率あたりの加算、割り増しというものもあります。だから建設資材の単価当たりも通常の物価版あたりの単価を持ってくる、労務単価も国が示している労務単価を使用してくる。しかし、熊本地震による諸経費率の加算というのは、今回の場合にこの中に反映されているという形になり

ます。

○5番（福永 啓君） その加算率、これは今回のURの事業とそれとその他、ほかの震災事業とそんなに変わるもんなんですか。

○建設課長（野口壮一君） 諸経費率のアップ率ということで、上益城郡の管内で諸経費率1に対して1.4という加算になっております。

○5番（福永 啓君） そうしますと、今までの一般工事費から大体4割増しぐらいそもそもこの原価計算がなっていると。そしてそれについては、このURだけが持参されているというわけじゃないということでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の工事に限らず、一般の土木それから農業災害等についても一緒の加算のほうになっております。

○5番（福永 啓君） そうしますと、今回ですね、この家というものが私たちの身近なものですから非常にわかりやすい。これ高いですよ。ただそれはやはり、今のお話を聞いてみるとすべての公共工事において、この同等程度高くなってきているというふうに今の答弁にするとおもうわけなんですね。じゃあこれと単価率の1.4、これを下げてくださいますか、もっと安くしてくださいますか、そういうのが御船町単独で交渉できるもんなんですか。また、この単価率が高いとわかった時点で、じゃあURやめましょと、ほかのところにまわさないとそういう選択肢はなかったんでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほどの諸経費率の下げる交渉ができないかということですけど、これは積算基準で示してあるものですから、それを下げるわけにはいかないということです。それからUR機構との契約の選択肢ということで言われてますが、今のところ先ほど説明しましたように、今回URについては、古閑迫と一丁目の災害公営住宅以外は、民間を活用しようということで今のところ考えて進めているところであります。

○副町長（本田安洋君） 私のほうからちょっと提案したいと思います。やはり、この問題については、単価の問題なかなか議員納得がいかないと思います。そういうことで、いったんここでこの議案は取り下げて、そして、URを今度は呼んで全員協議会の中で皆さん方にもう少し詳しく説明をしたいと。そして再度また定例会のほうをして、そして皆さん方の御納得のいく方向でしたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（田端幸治君） ただ今執行部のほうから、この議案については再度皆様方に全員協議会等を開いて詳しく説明を申し上げたいというような御提案でございます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第2号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） それでは続きまして、日程第5、議案第2号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第2号、工事請負変更契約の締結について。町道植木原竹下線橋梁災害復旧工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

提案理由。請負契約締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案第2号につきまして少し説明を加えさせていただきます。まず、この工事請負変更契約の内容についてですが、原契約の工事名です。町道植木原竹下線（小坂橋）橋梁災害復旧工事であります。工事の理由につきましては、熊本地震により被災し、通行の不使用となることから災害復旧事業により復旧を行うものとしております。今回の工事変更内容ですけれども、橋桁をジャッキアップする際に土台となる鋼製仮設ブラケットにつきまして、当初は桁ごとに転用して施工するように計画しておりましたが、各橋脚の構造が異なっておりまして転用ができないということが判明したことから35組分すべてのブラケットを製作するということに変更するものであります。工事場所につきましては、大字小坂地内。当初契約額が4,266万円、変更契約額が1,824万3,592円、最終契約額が6,090万3,592円となります。契約の相手方につきましては、御船町所在の株式会社東生企業であります。

以上です。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 同意第1号 御船町農業委員会の委員の任命について

○議長（田端幸治君） 日程第6、同意第1号、「御船町農業委員会の委員の任命について」

同意を求める件を議題とします。

本議案は、地方自治法第117条の規定に基づき除斥の対象となる私が含まれておりますので、まず私以外の分について審議を行い、その後、私にかかる分は私が退場後審議を行います。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 同意第1号、御船町農業委員会の委員の任命について。御船町農業委員会の委員に、下記の者を任命したいので議会の同意を求める。

提案理由。農業委員会の委員の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書の同意第1号4ページについて少し説明をいたします。今回は14名の委員の方々についての就任の同意案を出しております。内訳から申しますと、認定農業者が9名、農業者が4名、そして利害関係を有しない者として1名、合計の14名を提出しております。この議案につきましては、昨年の12月の議会におきまして農業委員会に関する条例を改正しています。その中で、定数を農業委員につきましては14名と定めております。その現在の委員の任期が4月の17日までとなっておりますので、今回このタイミングで同意案として出させていただいたものであります。

以上です。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、「御船町農業委員会の委員の任命について」同意を求める件の一覧表の荒木義一氏から私を除く藤岡雅子氏までを一括して採決をします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件中荒木義一氏から私を除く藤岡雅子氏までの任命については同意することに決定をしました。

続きまして、私にかかる審議を行います。

地方自治法第117条の規定に基づき、除斥となりますので退場をいたします。この後の議事進行は、清水蕙副議長にお願いをいたします。

（田端幸治君 退場）

○副議長（清水 侑君） 田端幸治議長が退場いたしました。田端幸治議長の除斥に伴い、これからの議事進行を行います。

提案理由については、先ほど説明がっておりますので省略させていただきます。

質疑を行います。質疑はございませんか。

3番、岩永宏介議員。

○3番（岩永宏介君） よくわかりませんので質問しますが、この議長とこの農業委員の兼職はもちろん問題はないわけですか。地方自治法関係です。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。問題ありません。

○副議長（清水 侑君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（清水 侑君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（清水 陟君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、「御船町農業委員会の委員の任命について」同意を求める件の田端幸治氏について採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（清水 陟君） 起立多数です。したがって、本案中田端幸治氏の任命については同意することに決定しました。

皆様のおかげをもちまして、無事議事進行を努めることができました。ありがとうございました。

それでは、田端議長と議長席を変わります。田端幸治議長の除斥を解きます。

（田端幸治君 入場）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 陳情第12号 吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情について

○議長（田端幸治君） 日程第7、陳情第12号、「吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情について」を議題とします。

藤川総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） 陳情第12号、吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情。総務文教常任委員長の報告をいたします。

継続審議となっていました陳情第12号について、平成30年4月6日、委員会室において総務文教常任委員6名、執行部より坂本企画財政課長、徳永復興推進係長、西田主査、野口建設課長、兼田維持管理係長計5名が出席し、審議を行いました。

初めに、3月28日に、田代東部公民館で開催された地元住民と町執行部の意見交換会についての報告の後、審議を行いました。委員の意見として要望項目にある、1、吉無田高原一帯における土地の用途変更及び移動の状況確認と地元説明会を継続的に開催するについては、執行部が要望や新しい情報があれば迅速に地元説明会を行ってほしい。これは1項目は採択です。2、無秩序な土地売買を阻止するための必要に応じて町で土地購入などの対策を打つについて、G&Mや新しく土地を購入された方の違法性は見当たらなかった

た。町としては、目的がなければ土地の購入はできないとの意見をもっている。委員会としても同様に考え、土地の購入はできないと考える。これは不採択です。3項目、乱開発を阻止し抑制するための見張り台の設置及び吉無田高原における土地の有効活用等環境保全について。見張り台の設置については、目的がなければ町で設置することは難しく、地元で設置される場合補助は難しいと意見をもらっている。委員会としても同様に考え、補助は難しいと考える。地元では周辺土地の地権者から借り受け、活用方法を検討されているので、町はバックアップをしていってほしい。環境保全のための里地里山法の制定を視野に入れ、進めていくところなので、地元住民、NPO法人と十分に協議を行ってほしい。この件は、3項目については不採択になりました。

以上の意見を踏まえ、陳情第12号、吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に関する陳情は、全会一致で一部採択と決しました。本会議におかれても、委員長長の報告どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、田上議員。

○6番（田上 忍君） ちょっと不採択になった2つの項目についてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、2番目の土地の売買。これを制限してほしいという方、陳情だったかと思いますが、これについては具体的には何もしないということによろしいんですか。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） 執行部の意見としては、目的があれば、条件付きであります。

○6番（田上 忍君） ちゃんとした目的があればというか、土地の売買というのは要は個人対個人の売買だと思うんですね。それに対して、執行部とか行政が何か関与できるものなんでしょうか。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） これは土地の場合は、現在は民民の取引だからですね、これに関しては、もしどうしても町が必要な土地であればというそういう目的とは思いますが。

○6番（田上 忍君） では、もう1つのほうですけど。乱開発防止それから環境保全ということ、これも不採択ということですけども、これについては今後どういうふうな考えでいわれるんですか。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） 周辺土地は、地元のNPO法人が一応地主から借り上

げて、そばの栽培をやろうかと計画になっておるわけです。それに関しては町としてもバックアップしていこうという意向でございます。それと、環境保全ですね、これは町としてもNPO法人に委託して、里地里山法という法を制定してNPO法人といろいろ協議しながら、法律のほうで環境保全を持っていきたいということですね。

○6番（田上 忍君）　じゃあもう1点ですけど。前回の議会で新たにG&Mが購入された10ヘクタールぐらいあったかと、18だったですかね。そうやって新たに購入されたということで、ここをこれから会社はどのようにやっていかれるかわかんないんですが、もう会社の持ちもの、土地になっているんで、どういうふうにされるのか、まあ自分で開発していける分についてはいろんな制限とかそういうのは何かできるんですか。

○総務文教常任委員長（藤川博和君）　その件は民間の方のあれだから、なかなか我々もタッチはできないと思います。

○6番（田上 忍君）　今回の陳情では、そこの新たに購入されたところの乱開発とか、これを何とか防止してほしいということだったかと思うんですね。その辺を今後どういうふうにして考えていかれるんですか。今のままだと見守るだけというふうになってしまうんですかね。

○総務文教常任委員長（藤川博和君）　今の意見でいいますと、民間の私有地に我々がそうあまり深くはタッチはできないと思いますけれど。

○6番（田上 忍君）　ということは、結局タッチできないということは見守るしかない。新たに井戸を掘るとか、変な開発するとかそういう場合には、町の指導とかそういうのはできるということですかね。

○総務文教常任委員長（藤川博和君）　今の件については、陳情の要件としては入っていませんでした。そういう意見交換はやっておりません。

○議長（田端幸治君）　ほかに質疑はありませんか。5番、福永議員。

○5番（福永 啓君）　ちょっと確認なんですけど、結局今の採択項目については、土地を買ってくれというのがありましたよね。それについては不採択。そして、あとは見張り台を立てるから補助金を出してくれというのがありました。それについては不採択ということで、さっきちょっと気になった部分があったんですけど、その環境保全ですとか乱開発を防ぐとか、そういう趣旨については1番に含まれるので、これは住民と共有していくということで、単に個別の2、3についての不採択ということではよろしいんですかね。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） はい、今のそれは3項目に仕分け、はまっとなるですね。
見張り台1つと、土地活用、環境保全、これが1項目の中に3つ課題で入っておいりました
ので、なかなか採択、不採択は難しいということが委員会の意見でございました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

藤川総務文教常任委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号、「吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止
に関する陳情について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は一部採択です。本件は委員長報告のとおり決定すること
に賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり一部採択と決定さ
れました。

これで、平成30年度第1回御船町議会定例会4月会議の議事日程はすべて終了しまし
た。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。
これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会とします。

これをもちまして、平成30年度第1回御船町議会定例会4月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員